

社会福祉法人ながのコロニー  
**身体拘束等適正化指針**

令和4年3月7日制定  
令和5年8月4日改定

身体拘束は、人の活動の自由を制限し、尊厳ある生活を阻むものです。当法人は、「人の存在はそれ自体尊く厳かなものであり、個人の尊厳は障害や疾病の有無によって分け隔てられることのない普遍的なものです。」と理念に掲げており、障害のある人が普通に生活するために身体拘束等をしない支援に努めます。

## 1 身体拘束等の適正化に関する基本的考え方

- (1) 利用者の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束等の身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束等をしない支援の実施に努めることとする。
- (2) 「尊厳ある生活」、「自立支援」を目指し、個別ケアを重視したサービスの質の向上を図ることにより、身体拘束等の廃止に繋げることとする。

## 2 虐待防止委員会の活用について

利用者の安全と人権保護の観点から適正な支援を実施し、利用者の自立と社会参加を推進することを目的とした虐待防止委員会を設置しており、この委員会において身体拘束等の廃止に向けた調査・審議を行うこととする。

## 3 身体拘束適正化のための職員研修について

職員の意識の向上や知識の習得を目指し、虐待防止委員会が研修等を企画・実施することとする。

## 4 身体拘束等の廃止に向けた取り組みについて

- (1) 支援に際しやむを得ず身体拘束等が必要な場合は、事前に個別支援会議で切迫性・非代替性・一時性をはじめとする身体拘束等の必要性を分析・協議することとする。分析・協議の結果、身体拘束等を実施するときは、利用者に説明し、了解を得ることとする。
- (2) 身体拘束等を行った場合は、必要となった理由、目的、拘束時間、拘束方法、結果を記録し、虐待防止委員会に報告しなければならない。（報告様式:事故等報告書）
- (3) 身体拘束等を行う際にも、身体拘束等の廃止に努め、その必要性がなくなった場合は、速やかに解除することとする。

## 5 指針の閲覧について

身体拘束適正化のための指針は、求めに応じていつでも利用者及び家族等が自由に閲覧できるよう、掲示又はホームページ等で公表する。

## 6 その他身体拘束等の適正化の推進について

職員全員で十分に話し合い、身体拘束についての共有認識を持ち、身体拘束をしない支援に取り組んでいく。